

NO.5

STOP! ハッ場ダム ニュース

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

in 千葉

TEL & FAX
043-486-1363八ッ場ダムをストップさせる千葉の会 代表 中村春子・村越啓雄 ホームページ <http://stopyamabako.com.jp/>

07年ハッ場をめぐる3つのうねり

◇1つ目は 裁判……

ハッ場ダム事業を進める千葉県を相手に、千葉地裁に公金支出差止請求住民訴訟を起こして3年目に入り、すでに9回の裁判を終えました。

私たち原告側は、「利水」、「治水」、「ダムサイトの危険性」、「貯水域の地滑りの危険性」、「環境破壊」など、5つの検討でハッ場ダムは中止すべしという書面を提出しました。

一方、被告である県側は、この裁判は住民訴訟の範囲を逸脱しているという理由で、門前払いにせよと主張してきました。しかし、原告市民と弁護団による書面の正当性や毎回のパワーポイントによる意見陳述、それに傍聴席を満席にする市民の関心の高さから、内容の議論に入らざるを得なくなり、私たちの5つの主張に対して、ほつほつと反論を出してきてています。

さてこれから展開ですが、「ハッ場ダム事業は千葉県にとって、経済的にも社会的にも有害なものであることから、県の負担金の納付等（各財務会計行為）は違法である」とする私たちの主張への被告の反論が出ています。3月16日の第10回裁判は、それに対して再反論をする予定です。その次はハッ場ダムの「利水」についての再反論…と、裁判は「ヤマ場」に入ります。さらなる関心をもって大勢の皆さんのお傍聴をぜひお願ひいたします。

◇2つ目 立ち上がった市民委員会

ダムを作るのには、治水でも利水でも、法律で定める上位計画が必要なのに、ハッ場ダムはどちらもなく、法律を逸脱した状態で工事が進められ

ていました。国交省は今になって、急いで河川整備計画の策定作業を進めています。

しかし、1997年の河川法改正の重要な柱の一つは、計画作成にあたっては流域住民と十分な意見交換をしながら、よりよい河川整備のあり方を考えることにあったのです。国交省は利根川水系では流域委員会を設置することもなく、「住民の意見は公聴会で聞き置くに止める」という住民無視の、民主主義に反する姿勢を取っています。

私たちは市井の学者、NPO、市民で「利根川流域市民委員会」を結成し、上流から下流までの利根川の現地視察も行い、対案の提出もできるよう努めてきました。また、国交省とも数度の話し合いを持ち、意見書、要望書、抗議文を提出しました。その結果、公聴会1回の計画が、場所を変えて21回開かれることに方針が変更されました。しかし、あくまで公聴会であり、議論の場に住民を参加させないという点では何も変わっていません。さらに市民の参加を求めてゆきます。

◇3つ目 ハッ場あしたの会

昨年10月9日、加藤登紀子と仲間たちが唄う“ハッ場いのちの輝き”コンサートを出発点として、ハッ場ダムの問題を一人でも多くの人々に知ってもらい、地域再生プランを地元の人たちとともに考えたいとする目的で、「ハッ場あしたの会」が発足しました。代表世話人は加藤登紀子さん、野田知佑さん、澤地久江さん、大熊孝さん、池田理代子さんらです。夏には川原湯温泉に近い北軽井沢で野外コンサートを予定しています。（中村春子）

3月16日（金曜日）11時から第10回裁判が千葉地裁で開かれます。傍聴にぜひご参加下さい。

(最終回)

南摩ダムと千葉県

～思川開発事業というムダなダム事業～



宇都宮大学名誉教授 藤原 信

思川開発事業というのは、栃木県鹿沼市の南摩川に建設が予定されているダム事業です。今から43年前の昭和39(1964)年に計画されました。

当初の発想は「東京砂漠」といわれた東京都の水不足解消が目的で、千葉県には全く関係のない「利水ダム」事業でした。

いまから13年前の平成6(1994)年に計画が大きく変わりました。

利根川上流に建設された大規模なダム群からの水利権を入手した東京都は、水余りとなつて南摩ダムは不要と撤退しました。ところが、公共事業は一度始まると中止されることはないという「神話」の通り、撤退した東京都の肩代わりとして、関係のなかつた千葉県が、埼玉県、茨城県と共に利水事業に参画させられました。

◇利水にならぬダム

南摩ダムの建設を予定している南摩川は、川幅数メートルで水がチョロチョロ流れている程度の小川です。ダム予定地の集水面積も12.4平方キロと小さく、ここにダムを建設しても水は貯まりません。がしかし、両岸に山が迫っていて、大容量のダム本体

の建設に適しているので、貯留する水は20キロ離れた今市市の大谷川から1億トンを分水することにして「利水目的」の南摩ダムを建設することになりました。

ところがまた大谷川分水計画は5年前の2002年に中止されました。

計画縮小と利水事業者の相次ぐ撤退により、利水者だけではダムの建設費を負担できなくなりました。すると「利水ダム」を治水と利水を兼ねた「多目的ダム」に変更して、治水上は何の利益も受けない利根川本川下流の千葉県等に治水負担金を負担させ、不足分の捻出をはかりました。

これにより、治水上の利益を受けない千葉県が、治水負担金122億円を負担することになりました。

◇治水にもならぬダム

「思川の治水計画」によれば、南摩川の流水は思川に合流したのち、渡良瀬遊水池(調整池)で調整され、利根川本川への流量はゼロとなり、利根川の中・下流への影響がないとされています。従って利根川本川下流に位置する千葉県が、南摩ダムにより、治水上の「利益を受ける」ことがないのは明らかです。

しかし「千葉県が治水上の

利益を受けるか否かは、費用負担を命ずる国(国土交通省)の裁量判断に属するものであり、千葉県知事の裁量判断には属しておらず、千葉県知事の判断で同大臣の判断を一方的に覆すことはできない」と千葉県は主張しています。

◇住民利益か国の裁量か

これは国による裁量権の濫用だと思いませんか。

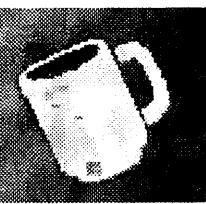
千葉県が治水上の利益を受けないにも関わらず、国(国土交通省)が、一方的に治水負担金を負担するように命令するのは明らかに違法であり、地方自治の立場からいえば、千葉県は負担金の支出を拒否すべきでしょう。そうでなければ、千葉県知事は、違法な支出を続けることにより、千葉県民に損害を与えることになります。

このような千葉県の違法な公金支出に対して、それを是正するために提訴しました。

しかし裁判所は1審、2審で千葉県の主張を認め、原告は敗訴しました。

この訴訟は住民監査請求前置の住民訴訟ですから、地方自治の本旨に基づいて審理されるべきです。いま最高裁で上告審が行われています。

さいけんなく 税金を呑む千葉市営水道に あらたな浄水場建設は“NO！”



千葉の市営水道とは

千葉の市営水道は、昭和44年に合併した土気町の水道事業を引き継いだものです。昭和49年には、規模を拡張して地下水から1000 m³、県営水道から9000 m³の分水を受け緑区土気地区に給水しました。

ところが、昭和60年の新たな拡張計画では、土気地区の人口が4万9千900人になると予想し、必要な1日の最大給水量は27,700 m³としました。

ずさんな事業計画

この計画の背景には、市原市と千葉市にまたがる県の大規模開発「千葉市原丘陵新都市整備構想」があります。結果として、国の水源開発の一翼を担わされました。この時得た水利権は、房総導水路、霞ヶ浦導水の僅か4,900 m³（15億円）だけで、残りは今後の国の水資源計画（利根フルプラン）の中で決まるだろうというずさんなものでした。

さらに、バブル崩壊後の平成9年には、農村部で未給水

区域だった若葉区の泉地区（12,000人）を給水区域に加え、第3次拡張計画が立てられました。しかし、人口や水需要予測は相変わらずの右肩上がりで、なんと9万4千500人、1日最大給水量44,500 m³という過大なものでした。参考までに述べると、平成17年度末現在のこの地域の人口は5万6千286人。1日最大給水量は14,295 m³です。

工業用水を肩代わり

利根フルプランはいつまでたっても定まらず、水源は使い道がなくなった工業用水の転用が浮上してきました。

人口減少期に入り、千葉市も人口計画を下方修正しました。この拡張計画も実現不可能として止めればいいのに、人口7万8千100人、1日最大給水量は33,700 m³という、縮小されたとはいえ過大な計画で、平成15年ついに認可となりました。水源は千葉県企業庁のだぶついた工業用水

を肩代わりし、その対価は、房総導水路100億円、霞ヶ浦開発87億円という膨大な金額です。その上、実際に水を手に入れるためには、今後浄水場の整備等の工事関係費で273億円かかります。

国の水資源開発計画によって市町村の水道事業は踊らされ、ずさんとも無責任とも思える過大な計画をつくりました。その計画が独り歩きをして止まりません。

結局“つけ”は税金なのだ

千葉市人口の94%の人が県営水道で、残り6%が市営水道で給水されています。その6%の市営水道のために新たな浄水場建設等が行われようとしています。無駄な公共事業は止めて、県営水道からの分水で賄ったらどうでしょうか。千葉市営水道には一般会計から毎年10億円の税金が繰り出されています。千葉市営水道が破産しないのは千葉市の税金を際限なく投入しているからなのです。これでいいのでしょうか。

（高野晴美）

| 千葉市営水道（土気・泉地区に給水） | | | | | |
|-------------------|--------|---------|-----------|------------------------------------|--|
| 市営水道拡張計画と現状 | 給水地域 | 給水計画人口 | 1日最大給水量 | | |
| 第一次計画・昭和49年 | 土気地区 | 25,500人 | 10,000立方㍍ | 地下水1,000+県水道分水9,000 m ³ | |
| 第二次計画・昭和60年 | 土気地区 | 49,900人 | 27,700立方㍍ | 房総導水路・霞ヶ浦導水+未確定水源 | |
| 第三次計画①・平成9年 | 土気地区 | 94,500人 | 44,500立方㍍ | 房総導水路・霞ヶ浦導水+未確定水源 | |
| 第三次計画②・平成15年 | 土気+泉地区 | 78,100人 | 33,700立方㍍ | 房総導水路・霞ヶ浦開発 | |
| | | 実人口 | 1日最大給水量 | 実水源 | |
| 平成17年度末の現状 | 土気+泉地区 | 42,665人 | 14,295立方㍍ | 地下水+県水道分水 | |

冊子「5分でわかる八ッ場ダム」

本田亮著：環境漫画家「エコノザウルスが行く」「あんたも私もエコノザウルス」「地球まるごといただきます」など



カンパ100円でお分けしています。
周りの人に理解して貰うためご利用ください。さくら市民ネット・入江晶子

★千葉の会とは
2004年9月、千葉県に住民監査請求を行ったための請求人の募集をした時にその取りまとめを行つたメンバーによつて発足しました。

関係6都県にも同様の会があり、八ッ場ダム建設事業を中止させることを目的に、情報交換をしながら共に活動しています。この6団体の連合体が「八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会」です。

2月22日浦和市ロイヤルパインズホテルで利根川流域住民の公聴会が開かれた。八ッ場ダムは「治水に役立たず」、「水は余り」、「危険」、「環境破壊」と住民の訴え。論理と数値で示している。国交省はこれを十分知つている筈。でもダムを止めると言わない。なぜ。省益のためにやらざるを得ない。それに答えない。つまり答えは具合悪いから議論を避ける。河川局長ら責任者は公聴会へ顔を出さない。代わりに答えるところなる。ダムを造れと政治家とゼネコンに言われた。予算は使わないとかなくなり直して話し合うべきではないか。それが世界の潮流だ。そうでなければ世界は破滅にいたる。(HS)

次回裁判日程

.....第10回裁判.....

日時：2007年3月16日(金)11時
場所：地方裁判所 301 法廷
集合：10:30時 傍聴者は千葉地裁玄関前集合して入廷します。

第10回裁判では、「財務会計行為」についての反論をします。裁判終了後はいつものように、県ネット会館でやりとりの解説、そして意見交換が行われ、その後、「八ッ場ダムをストップさせる千葉の会」の第3回総会が開かれます。

また時間があったら、県庁前やその他の地域でも八ッ場ダムをストップさせる千葉の会報やチラシを県庁職員や多くの市民に配付しましょう。裁判の経過を伝え、わたし達の主張を広く市民に訴えて行きましょう。大勢のご参加を待ちます。

裁判終了後、第3回総会が行われます。皆さん
お集まりください。県ネット4F会議室で行います。

八ッ場ダムをストップさせる 千葉の会へ入会のお誘い：

まだまだ続く裁判を勝ち抜くためには、大勢の力が必要です。ぜひ千葉の会に入会して、いただき継続的にご支援下さるようお願いします。

年会費は一口一〇〇〇円(何口でも)です。

会員の皆様には裁判期日やイベント情報などを掲載した会報をお届けします。八ッ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう！

※ 会費、カンパは左記の郵便局の振替口座へお振込みください。(通信欄には会費、カンパの別、また、連絡経費の軽減のためファックス番号やメールアドレスなども記入ください。)

さらなるお願ひ！

会の財政が逼迫しています。最大の出費は、毎回、厚さにして数センチから十数センチにもなる裁判資料のコピー代です。弁護団の方々のために十数部コピーします。お忙しい中を闘つて下さる弁護団にとって資料は重要な武器ですが、会の財政も考慮しなければなりません。そこで今回、コピー部数削減をお願いしつつ、その一方で、皆様方にも再度のカンパをお願いする方向で検討しています。総会で討議しますが、1人当たり数千円のカンパをお願いしたいです。

振替 00120・5・426489
八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

編集後記

